

厚生労働省岩手労働局発表
令和5年8月3日(木)

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業対策課
課長 石川博章
電話 019-604-3005
事業所給付監査官 長 野弘元
電話 019-606-3285

雇用調整助成金を不正に受給した 事業主の公表について

岩手労働局（局長 栗村 勝行）では、このたび、下記事業主について、雇用調整助成金を不正に受給したことが確認されましたので、公表します。

事業所	名称	株式会社 北斗
	所在地	岩手県花巻市大通り1-12-19
	事業の概要	飲食料品卸売業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	雇用調整助成金：4,432,491円 ※納付計画策定中
	支給決定等 取消年月日	令和5年6月28日
	内容	休業手当を実際の支給額よりも過大に支払ったとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給し、また受給しようとしたため。

※金額は、不正を行った判定基礎期間の合計額を記載。